

改正

令和元年5月31日告示第11号の2

庄原市出産祝金支給要綱

庄原市出産祝い金交付要綱（平成17年庄原市告示第187号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、子の誕生を祝福するとともに、次代を担う子の健やかな育成を願うため、保護者に対して出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2） 支給対象児童 新生児であって、出生日と本市の住民となった日が同一日の児童をいう。
- （3） 保護者 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母をいう。ただし、当該父又は母の死亡その他市長が特に必要と認める場合は、支給対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする親族等をいう。

（支給要件）

**第3条** 祝金は、支給対象児童が出生した場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保護者に支給する。

- （1） 支給対象児童の出生日において1年以上引き続き市内に住所を有していること。
- （2） 申請時において支給対象児童と同居していること。
- （3） 祝金の受給後1年以上、支給対象児童とともに市内に住所を有する意思があること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、支給対象児童の出生日において支給対象児童の保護者が市内に住所を有しており、かつ、市内に引き続き住所を有した期間が1年未満の場合、当該期間と出生日以後も引き続き市内に住所を有する期間を合算して1年を経過したときは、当該経過した日をもって同号の要件に該当したものとみなす。

（祝金の額）

**第4条** 祝金の額は、支給対象児童1人につき、次のとおりとする。

- （1） 第1子及び第2子 10万円

(2) 第3子以降 25万円

2 支給対象児童が前項各号のいずれに該当するかを判断する際には、当該支給対象児童の保護者が監護し、かつ、生計を同じくする児童の中で長子を第1子とし、年齢を減ずるごとにその順位を増し、当該支給対象児童が長子から数えて第何子に当たるかにより行うものとする。ただし、生年月日が同一の時は、戸籍の届出順位によるものとする。

(申請)

**第5条** 祝金の支給を受けようとする保護者は、庄原市出産祝金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請書は、支給対象児童の誕生日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号の要件に該当したときは、当該要件に該当した日から起算して60日以内に、申請書を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、庄原市出産祝金支給決定通知書(様式第2号)により保護者に通知するとともに、通知後速やかに祝金を支給するものとする。

2 市長は、前条の申請書を審査した結果、その内容が不相当と認めるときは、庄原市出産祝金不支給決定通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。

(祝金の返還)

**第7条** 偽りその他不正な手段により祝金の支給を受けた者があるときは、市長は、支給した祝金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により祝金を返還させるときは、別に定める返還請求書(様式第4号)により通知するものとする。

(支給対象からの除外)

**第8条** 第3条の規定にかかわらず、第5条に規定する申請後第6条第1項に規定する祝金の支給までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、祝金を支給しないことができる。

(1) 保護者又は支給対象児童が転出したとき。

(2) 支給対象児童が死亡したとき。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示は、平成27年4月1日以後に出生した支給対象児童の保護者への支給から適用し、平成27年3月31日以前に出生した支給対象児童の保護者への支給については、なお従前の例による。

附 則 ( 令和元年5月31日告示第11号の2 )

( 施行期日 )

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示による改正後の庄原市出産祝金支給要綱第4条第1項第1号の規定は、令和2年4月1日以後に出生した支給対象児童の保護者への支給から適用し、令和2年3月31日以前に出生した支給対象児童の保護者への支給については、なお従前の例による。

様式 ( 省略 )